

# 消費者教育の推進 「基本方針」を読む

---

消費者市民社会・SDGSを中心に

2018年6月24日 司法書士 小牧美江

はじめに – 消費者教育の推進に関する法律  
(消費者教育推進法) 施行から5年半が経過して

• **司法書士法教育ネットワーク役員会声明** (2013年1月19日)

活動指針の宣言 (要旨)

- ① 推進法、消費者市民社会の意義などの積極的紹介
- ② 司法書士ならではの視点からの様々な提案・貢献
- ③ 各種施策の実現への積極的協力

⇒ 『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』の制作

などの取り組み

ゆるやかに、気長に、そして楽しく！ 司法書士法教育ネットワークの仲間と一緒に 法教育の授業を創ろう



▶ サイトマップ ▶ 会長ごあいさつ | 役員・事務

HOME | アピール・意見 | 規約/会員/会費 | 法教育・消費者市民教育 | 研究会記録集 | 制作・編集教材等 | 教材・実践のヒ...

- コンテンツメニュー
- アピール・意見
- 規約/会員/会費
- 法教育・消費者市民教育
- 研究会記録集
- 制作・編集教材等
- 教材・実践のヒント



### 役員会声明「消費者教育の推進に関する法律」の施行にあたって 2013年1月19日

当ネットワークは、「消費者教育の推進に関する法律」の施行にあたって2013年1月19日に役員会を公表し、新たに以下の3項目のとおり「司法書士法教育ネットワークの活動指針」を定めまし

1. 学校や大学での法教育、消費者教育の実践、講師活動者のレベルアップ等従前からの活動の本法の意義や消費者市民社会の意義などを積極的に紹介していきます。
2. 消費者の特性(法第3条3項)や場の特性(法第3条4項)に応じた活動を進めている司法書士はの視点から、例えば高齢者に対する消費者教育のあり方や児童養育施設での消費者教育のあり方などについて、様々な提案・貢献ができるように務めていきます。
3. 国、地方公共団体が進める本法の各種施策の実現にも、積極的に協力していきます。

▶ 役員会声明全文は、こちらからご覧ください。 [役員会声明 PDF版\(93KB\)](#)



「消費者教育の推進に関する法律」の施行にあたって

「消費者教育の推進に関する法律」(以下、「本法」という。)が平成24年12月13日施行されました。

平成20年版国民生活白書の中で「消費者市民社会」の考え方が紹介され、日本の消費者教育や消費者意識の現状の問題点が指摘されました。これ以降、日本弁護士連合会や日本消費者教育学会を中心に本法の制定を求める動きが活発化していました。このような動きの中で議論を重ねられ、国と地方公共団体に消費者教育の推進を義務付ける本法が制定されたことは、大変意義があることだと考えています。今後、国、地方公共団体が本法を実効あるものとする施策を実施していかれることを期待し、その動きに注目していきたいと考えています。

本法は、「消費者教育」を、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む)及びこれに準ずる啓発活動」をいうと定義しています(法第2条1項)。また、「消費者市民社会」については、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」として定義しています(法第2条2項)。そして、消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員(消費者市民)として、主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行わなければならないとしています(法第3条2項)。

司法書士は、古くは昭和50年代頃から、そして、消費者教育が深刻化した平成10年頃以降はより活発に、全国各地で消費者教育を中心とした法教育活動に取り組んできました。この活動に参加している司法書士の有志が結成した「司法書士法教育ネットワーク」(以下、「当ネットワーク」という)は、ホームページや各種行事を通じて消費者教育と法教育を融合させた「法教育としての消費者教育」の実践を進めていくことを広く呼びかけてきました。また、「法教育としての消費者教育」は、消費者市民としてのシナジーシップを育成する教育としても重要な考え方ではないかという問題提起もしてきました。

このように、消費者市民を育てる法教育のあり方を考え、伝え続けてきた当ネットワークは、本法の施行にあたり以下の項目につきさらに積極的な役割を果たすべく活動してまいります。

**司法書士法教育ネットワークの活動指針**

1. 学校や大学での法教育、消費者教育の実践、講師活動者のレベルアップ等従前からの活動の中で、本法の意義や消費者市民社会の意義などを積極的に紹介していきます。
2. 消費者の特性(法第3条3項)や場の特性(法第3条4項)に応じた活動を進めている司法書士ならではの視点から、例えば高齢者に対する消費者教育のあり方や児童養育施設での消費者教育のあり方などについて、様々な提案・貢献ができるように務めていきます。
3. 国、地方公共団体が進める本法の各種施策の実現にも、積極的に協力していきます。

平成25年1月19日  
司法書士法教育ネットワーク 会長 西脇正博  
役員一同

中学生・高校生向け

読み物教材

「法」と親しくなろう



## 新「基本方針の」対象期間

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
小学校			改訂学習指導要領実施		
中学校				改訂学習指導要領実施	
高等学校	若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム				改訂学習指導要領実施 (年次進行)
	2018年度の <b>高校1年生</b>	<b>高校2年生</b>	<b>高校3年生</b>	進学/就職	4/1=19歳で成年
//	中学3年生	<b>高校1年生</b>	<b>高校2年生</b>	<b>高校3年生</b>	4/1=18歳で成年
//	中学2年生	中学3年生	<b>高校1年生</b>	<b>高校2年生</b>	<b>高校3年生</b> 18歳誕生日に成年

## 本報告および第1部報告全体の目的

- ◆ 消費者教育をめぐる新たな動きを学び、  
**これからの消費者教育**を考える。
- ◆ **特に、18歳未満の子どもたち**に対し、  
伝えたいこと、伝えるべきことを考える。

中・長期の展望として

緊急の取組み課題として

**新学習指導要領からの示唆 | 成年年齢引下げへの対応**

# 第1 基本方針の位置づけ

---

# 消費者教育の推進に関する法律

(目的)

**第1条** この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、  
消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、  
消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、  
消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、  
もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

# 消費者教育推進法 | 消費者教育 の定義

**第2条**（1項） この法律において「**消費者教育**」とは、  
消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育  
（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について  
理解及び関心を深めるための教育を含む。） 及びこれに準ずる啓発活動をいう。

消費者教育推進法は、求められる消費者市民像を示し、  
消費者教育に シティズンシップ教育 の要素  
（＝消費者市民教育）が含まれることを明示した。



## 消費者教育の推進に関する基本的な方針

- 平成25年（2013年）6月28日 閣議決定  
⇒ **2013年度～2017年度** の計画
- 平成30年（2018年）3月20日 変更閣議決定  
⇒ **2018年度～2022年度** の計画

**基本方針の位置づけ** …… **国の方針** かつ **担い手の指針（ヒント集）**

内容、効果的な方法、教育の担い手の育成の在り方の方向性を示すもの。

# 消費者市民社会

**第2条**（2項）この法律において「**消費者市民社会**」とは、

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、  
自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって  
内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、  
公正かつ 持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

**消費者市民**

行動（消費行動）を通じて、  
より良い社会づくりに参加していく消費者

# 消費者市民 | 経済的な消費者

---

宣伝・広告の言うままでなく  
自分で考え、決めて消費行動をする



公正で健全な 市場 を作る

消費者市民 | 倫理的な消費者

---

フェアトレード  
環境に配慮した消費行動など



公正で持続可能な社会を作る

# 消費者市民 | 政治的な消費者

---

企業への意見 | 相談機関で相談する  
司法制度を活用する



他の消費者と連帯し  
より良い市場・社会を作る

# SDGs | Sustainable Development Goals

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



世界の全ての国、  
ステークホルダーが  
**2030年までに**  
達成に取り組む

17の目標  
169のターゲット

## 第2 新「基本方針」を読んでみよう

---

# 「基本方針」の構成

はじめに

- I 消費者教育の推進の意義 ……現状と課題 消費者市民社会
- II 消費者教育の推進の基本的な方向 ……体系的推進、他
- III 消費者教育の推進の内容に関する事項 ……場 担い手 資源
- IV 関連する他の消費者施策との連携 ……✓
- V 今後の消費者教育の計画的な推進
- 別紙 | 当面の重点事項 ……✓



# 消費者を取り巻く現状と課題 （基本方針 I - 1）

- ① 社会経済情勢についての認識
- ② 消費者事故・トラブルの状況
- ③ その他の課題

# 消費者教育と「消費者市民社会」（基本方針 I - 2）

- ① 「消費者教育」の意義
- ② 「消費者市民社会」の意義
- ③ 「消費者市民社会」とSDGs

## 消費者教育の体系的推進（基本方針 Ⅱ－１）

- ① 消費者教育が育むべき力
- ② ライフステージに応じた体系的な実施

⇒「**消費者教育体系イメージマップ**」

# 育むべき力 ⇒ 体系イメージマップ | イメージの共有化

消費者市民社会の構築

商品等やサービスの安全

生活の管理と契約

情報とメディア

生涯を見通して

◆ 幼児期

◆ 小学生期

◆ 中学生期

◆ 高校生期

学校教育だけが対象ではない

◆ 成人期

● 特に若者

● 成人一般

● 特に高齢者

## 消費者教育の体系的推進（基本方針 II - 1、2）

- ③ 消費者の特性に対する配慮
- ④ 消費者市民社会構築に向けた国からの  
多角的な視点の情報提供
- ⑤ 各主体の役割と連携・協働

## 消費者教育の体系的推進（基本方針 Ⅱ－3）

### ⑥ 他の消費生活に関連する教育と消費者教育 の連携推進

- 環境教育
- 食育
- 国際理解教育
- 法教育
- 金融経済教育
- その他（・主権者教育 ・キャリア教育）

## 様々な場における消費者教育（基本方針 Ⅲ－１）

- ① 学校 — 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
- ② 学校 — 大学・専門学校等
- ③ 地域社会 — 推進拠点としての消費生活センター
- ④ 地域社会 — 社会教育施設、各種コミュニティの活用
- ⑤ 地域社会 — 高齢者・障害者等への見守りと消費者教育
- ⑥ 家庭、児童養護施設等
- ⑦ 職域

## 消費者教育の担い手の育成・活用（基本方針 Ⅲ－２）

- ① 学校教職員、大学等教職員
- ② 消費者団体、NPO等、事業者・事業者団体等
- ③ 育成拠点としての国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等
- ④ 国による連携・協働の働きかけ ・・司法書士の位置づけ
- ⑤ 消費者教育コーディネーターの育成
- ⑥ 消費者



消費者教育の資源等（基本方針 Ⅲ－3）

関連する他の消費者施策との連携（基本方針 Ⅳ－4）

当面の重点事項（基本方針 別紙）

# 第3 司法書士に期待される 役割とできること（現状とこれから）

---

- ◆ 消費者教育の担い手として  
「**学校外の専門家**」であることを活かして
- ◆ 教材等作成・活用の視点  
「**教育の専門家**」ではないけれど
- ◆ 私たちは「**司法書士**」  
「**専門家として**」伝えたいこと、伝えるべきこと

中・長期の展望として

緊急の取組み課題として